

**公園緑地工事特記仕様書一覧** 各特記仕様書のタイトルをクリックするとジャンプします。

植樹保険に関する特記仕様書 .....	2
市外への建設発生土搬出に関する特記仕様書 .....	3
土壌の検定に関する特記仕様書 .....	4
現場環境改善に関する特記仕様書 .....	5
D種接地工事に関する特記仕様書 .....	6
中間技術検査に関する特記仕様書 .....	7
工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書 .....	8
石綿障害予防規則の施行に伴う積算等の対応に関する特記仕様書 .....	9
竣工関係資料の提出に関する特記仕様書 .....	10
竣工関係資料の提出に関する特記仕様書（公園レイヤ版） .....	11
建設現場の遠隔臨場に関する特記仕様書 .....	13
安全管理指定工事特記仕様書 .....	14

## 植樹保険に関する特記仕様書

平成11年10月 1日 改正

平成17年 4月 1日 訂正

- 1 請負人は、工事完了引き渡しの3週間前までに、植栽樹木等について、監督員の承諾を得て植樹保険に加入し、付保証明証を監督員に提出する。
- 2 植栽樹木等の枯死または形姿不良の判定は、担当監督員と請負人が立会いのうえ行う。なお、植替え時期は監督員と協議のうえ決定する。
- 3 植樹保険の付保対象は、設計図書記載の植栽樹木等のうち移植及び根回し工事、植栽材料の支給による工事、種子による緑化工事を除いたものとする。
- 4 植栽樹木等とは、設計図書に記載されている樹木及び地被類とする。

## 市外への建設発生土搬出に関する特記仕様書

平成11年10月 1日 制定

平成17年 4月 1日 訂正

- 1 請負人は、本工事に伴い建設発生土を100m<sup>3</sup>以上市外に搬出する場合は、別に定める書式により、搬出先自治体の担当窓口事前に連絡しなければならない。  
なお、搬出先自治体の担当窓口は、監督員に確認する。
- 2 請負人は、搬出先自治体に連絡後、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

## 土壌の検定に関する特記仕様書

平成20年 4月 1日 制定

令和 2年 6月23日 改定

- 1 土壌の購入や工事間流用土砂等において、土壌の安全性を確認するために検定を行う場合は、この特記仕様書を適用する。
- 2 請負人は、土壌の検定にあたっては土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼し、調査の方法及び土壌に含まれる特定有害物質の量の測定方法は、平成31年1月29日付環境省告示第6号（要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法）によらなければならない。

## 現場環境改善に関する特記仕様書

平成29年10月 1日 制定

- 1 本工事は、現場環境改善に要する費用を計上している。  
現場環境改善費は、現場環境改善及び地域連携に関するものとし、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。  
受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。
- 2 請負人は、現場環境改善計画について、具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載しなければならない。
- 3 請負人は、工事完了後、実施写真等を提出する。

## D種接地工事に関する特記仕様書

平成12年 9月29日 制定

平成17年 4月 1日 訂正

- 1 D種接地工事は電気設備技術基準では100オーム以下と規定しているところであるが、公園の特殊性を考慮し、請負人は、いかなる条件でも基準値を確保できるように50オーム以下を目標として施工する。

なお、目標に達しない場合は、監督員と協議し必要な対策を施す。

## 中間技術検査に関する特記仕様書

令和6年4月1日

みどり環境局公園緑地維持課

- 1 本工事は、中間技術検査の対象工事である。
- 2 中間技術検査は、公共構造物の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
- 3 請負人は、中間技術検査の実施に際して、検査員及び監督員の指示に従わなければならない。
- 4 中間技術検査は、支払いを伴うものではない。
- 5 現場代理人及び主任（監理）技術者は、中間技術検査に立ち会わなければならない。

## 工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書

平成19年 7月 1日 制定

令和 2年 6月 23日 改定

1 本工事は、工事完成図書の電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領」（以下、「要領<sup>注1</sup>」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 工事完成図書は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副各1部提出する。「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン<sup>注1</sup>」という。）及び「電子納品運用手順書（案）」（以下、「手順書（案）<sup>注1</sup>」という。）を参考にするものとする。ただし、横浜市が設計図のCADデータを別に定める「公園平面図CAD製図・レイヤ規定（案）」（以下、「規定（案）<sup>注3</sup>」という）に基づく形式で提供した場合は、規定（案）についても参考にするものとする。

3 電子納品の作成方法等

電子納品の対象資料	作成方法等
ガイドラインによる。	要領、手順書（案）及び規定（案）による。

※ガイドライン、要領及び手順書（案）等は原則として最新版を適用する

- (1) 電子納品の対象資料及び作成方法等は、上表を原則とする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議して決めることができる。
- (2) 電子納品の対象資料の範囲については、監督員と事前協議により決定する。
- (3) 電子納品で使用するファイル形式は要領によることを原則とする。ただし、監督員と協議して将来確認できる形式とすることができる。

4 工事完成図書の提出の際には、最新の「横浜市電子納品チェッカー<sup>注2</sup>」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。ただし、規定（案）に基づくデータ作成に起因するチェッカーのエラーについてはこの限りではないものとする。

注1) 「要領」、「ガイドライン」及び「手順書（案）」は、次の横浜市ウェブページを参照する。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/yokohamadensi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html)

注2) 「横浜市電子納品チェッカー」は、次の横浜市ウェブページよりダウンロードして使用する。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals\\_ec/checker.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/checker.html)

注3) 「規定（案）」は次の横浜市ウェブページを参照する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/koenshiryo/download/6denshinouhin.html>



## 石綿障害予防規則の施行に伴う積算等の対応に関する特記仕様書

平成18年 3月 1日 制定

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着及び湿潤を保つ措置を行う費用、石綿使用の有無を分析によって調査する場合の費用、特別の教育を請負人が実施する場合の費用は、当初積算では計上していないため、それらに要した費用は監督員と協議のうえ、設計変更を見込むものとする。

また、石綿使用の有無を分析によって調査する場合の工期変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

※ 石綿（いしわた）はアスベストとも称する。

## 竣工関係資料の提出に関する特記仕様書

平成21年 8月28日 制定

平成22年12月 3日 訂正

- 1 他の仕様書等に定めるもののほか、工事完成時に次の竣工関係資料をCD又はDVDに保存し、1部を監督員に提出すること。

- (1) 工事概要及び施設一覧

横浜市が提供するエクセルファイルに入力すること。

ファイル名は、「工事名＋工事概要及び施設一覧」【例：〇〇公園整備工事その1 工事概要及び施設一覧】とする。

工事概要及び施設一覧に入力する項目は以下のとおりとする。

- ・ **工事概要**

工事名、公園緑地名、施工業者、工事金額、整備区域名（分割整備の場合）、契約年月日、着手年月日、竣工年月日

- ・ **施設一覧**

施設区分（公園緑地工事工種体系ツリー図に準じる）、施設名、仕様・規格、数量、単位、メーカー名、対象年齢（遊戯施設）、備考（その他特記すべきものがある場合）

なお、メーカー名は以下の施設について入力する。

園路広場、修景施設、遊戯施設、サービス施設、管理施設、建築施設、グラウンド・コート舗装、グラウンド・コート施設、自然観察施設、照明灯

- (2) 竣工平面図（施設平面図、地下埋設物平面図）

横浜市が設計図面のCADデータを提供した場合は、竣工平面図をCADデータ（SFC又はDXF形式）及びPDFデータで提出すること。

なお、CADデータについては施設平面図と地下埋設物平面図がレイヤの表示切り替えで表現できる場合はファイル名を「工事名＋竣工図」【例：〇〇公園整備工事その1 竣工図】とし、表示できない場合はファイル名を「工事名＋竣工図（図面種別）」【例：〇〇公園整備工事その1 竣工図（施設平面図）】として二つのファイルを提出すること。

- (3) 全景写真

面的整備を行った公園は、整備後の全景写真を画像サイズを640×480ピクセル、ファイルサイズを80KB程度に変換した画像データ（JPEG形式）で提出すること。ファイル名は「公園緑地名＋全景」【例：〇〇公園全景】とし、写真が複数になる場合は後ろに1[半角数字]から連番を追加すること。

## 竣工関係資料の提出に関する特記仕様書（公園レイヤ版）

平成22年12月 3日 制定

1 他の仕様書等に定めるもののほか、工事完成時に次の竣工関係資料をCD又はDVDに保存し、1部を監督員に提出すること。

(1) 工事概要及び施設一覧

横浜市が提供するエクセルファイルに入力すること。

ファイル名は、「工事名＋工事概要及び施設一覧」【例：〇〇公園整備工事その1 工事概要及び施設一覧】とする。

工事概要及び施設一覧に入力する項目は以下のとおりとする。

・ 工事概要

工事名、公園緑地名、施工業者、工事金額、整備区域名（分割整備の場合）、契約年月日、着手年月日、竣工年月日

・ 施設一覧

施設区分（公園緑地工事工種体系ツリー図に準じる）、施設名、仕様・規格、数量、単位、メーカー名、対象年齢（遊戯施設）、備考（その他特記すべきものがある場合）

なお、メーカー名は以下の施設について入力する。

園路広場、修景施設、遊戯施設、サービス施設、管理施設、建築施設、グラウンド・コート舗装、グラウンド・コート施設、自然観察施設、照明灯

(2) 竣工平面図（管理図）（一般平面図、施設平面図、地下埋設物平面図、植栽平面図）

竣工後のデータを竣工平面図（管理図）として、公園平面図CAD製図・レイヤ規定（案）に基づきデータ整理を行い、CADデータ（SFC形式）及びPDFデータで提出すること。

なお、CADデータ（SFC形式）については一般平面図、施設平面図、地下埋設物平面図、植栽（高木、中低木、地被）平面図がレイヤの表示切り替えで表現できるものとし、ファイル名は「工事名＋竣工図」【例：〇〇公園整備工事その1 竣工図】とする。

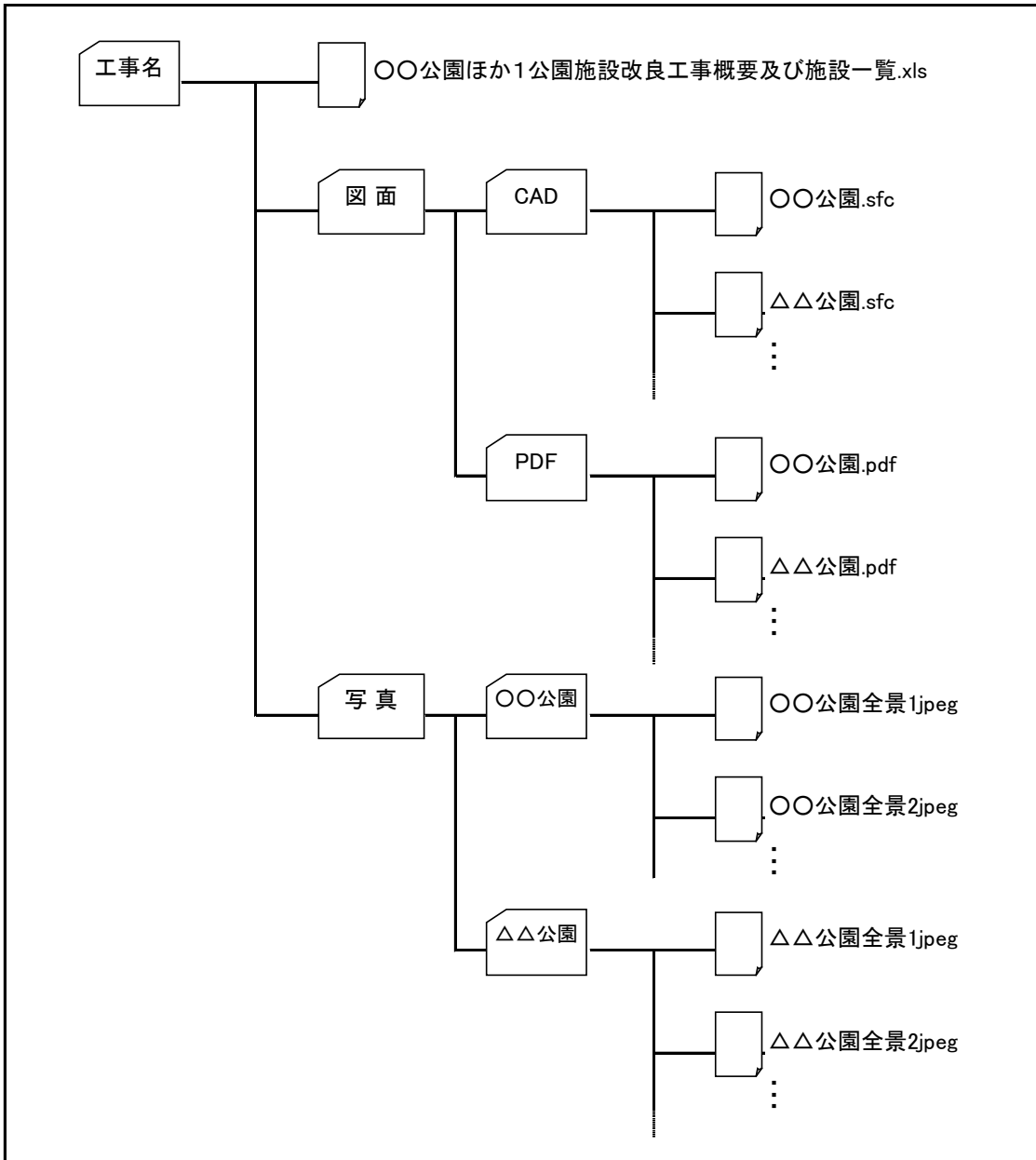
PDFデータについてはCADデータをもとに一般平面図、施設平面図、地下埋設物平面図、植栽平面図を作成し、これらを記載順に結合して一つのPDFファイルを作成する。PDFデータのファイル名は「公園名＋平面図」【例：〇〇公園平面図】とする。

(3) 全景写真

面的整備を行った公園は、整備後の全景写真を画像サイズを640×480ピクセル、ファイルサイズを80KB程度に変換した画像データ（JPEG形式）で提出すること。

ファイル名は「公園緑地名＋全景」【例：〇〇公園全景】とし、写真が複数になる場合は後ろに1[半角数字]から連番を追加すること。

(4) 提出データのフォルダ構成  
以下のとおりとする。



## 建設現場の遠隔臨場に関する特記仕様書

令和4年3月1日 制定

本工事は、遠隔臨場の試行対象工事（発注者指定型）とする。  
試行にあたっては「横浜市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施する。

（注）「横浜市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」は、次の横浜市ウェブページを参照する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/kaikaku/remote.html>

## 安全管理指定工事特記仕様書

令和6年7月30日 改正  
みどり環境局公園緑地維持課

この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。

1 安全管理指定工事の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 電らん（電信・電話等のケーブル）、ガス管、上・下水道管等で、（別表－1）に該当する埋設物の大部分が掘削断面に露出する工事
- (2) 電らん（電信・電話等のケーブル）、ガス管、上・下水道管等で、（別表－2）に該当する埋設物の大部分が掘削断面の外側 1.5m 以内にある工事
- (3) 密集市街地、交通頻繁な道路、又は、それらに近接して行う工事で、掘削深さが路面から 4.0m 以上あるもの（立坑を除く）
- (4) 道路の大部分を全面覆工し、交通を開放して行う工事
- (5) 石油タンク、ガスタンク、特別高圧電線路、鉄道等の危険物に近接して行う工事
- (6) 高さ 5.0m 以上の崖に近接して行う工事で、地質、その他により危険と認められる工事
- (7) ダイナマイト等、爆発物を使用して行う工事
- (8) 交通頻繁な道路で、10,000m<sup>3</sup> 以上の土砂等を連続して運搬する工事
- (9) 仮設工について段階点検を実施する工事
- (10) 地上 31m を超える建築物及び工作物等を設置、解体する工事
- (11) 供用中の公園緑地における工事で施工内容等により危険と認められる工事
- (12) ガスホルダー並びに消化タンク内部施工等爆発の危険性がある工事
- (13) 特別高圧電気設備の設置（新設、増設、置き換え）、改造、取替及び廃止の工事
- (14) みどり環境局設計検討委員会（制定 令和6年4月1日）において安全管理が特に必要であると判断された工事
- (15) 特記仕様書、施工条件明示書に「特別な安全配慮事項（施工場所の危険性及び有害性等）」を記載している工事で、（別表－3）に該当する工事  
ただし、アスベストについては石綿含有吹付け材（レベル1）及び石綿含有保温材等（レベル2）を取り扱う工事のみを対象とする。

- (16) その他、公衆災害及び労働災害を起こすおそれがある工事  
（別表－1） 埋設物の大部分が掘削断面に露出する工事

埋 設 管		電 ら ん（ケーブル）		備 考
ガ ス 管	上・下水道	電 力	電 話	
中圧以上 低圧 200φ以上	上水道 300φ以上 送泥管 200φ以上 下水道 1,000φ以上	6,000V 以上	重要電話ケーブル及び3条以上	ただし、掘削方面に直交する横断部分は除く

## (別表-2) 埋設物の大部分が掘削断面の外側 1.5m 以内にある工事

埋 設 管		電 ら ん (ケーブル)		備 考
ガ ス 管	上・下水道	電 力	電 話	
中圧以上 低圧 300φ以上	上水道 400φ以上 送泥管 200φ以上	20,000 V 以上	重要電話ケーブ ル及び6条以上	

## (別表-3) 特別な安全配慮が必要な工事

<p>1 工事費が1億円以上の土木（公園緑地）・造園工事 ただし、主に標準図集やカタログ掲載品を採用した公園・緑地の面整備工事を除く。</p> <p>2 工事費が2億円以上の公園施設等に係る設備工事</p>
---

- 2 請負人は、安全管理指定工事の施工に際し、監督員及び本市工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を与えないよう努めなければならない。
- 3 請負人は、工事契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に提出しなければならない。
- 4 工事安全計画書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 工事名及び工事場所
  - (2) 請負人（会社名及び現場代理人氏名）
  - (3) 現場事務所の所在地と電話番号（昼夜間連絡できるもの）
  - (4) 契約金額と工事期間
  - (5) 工事監督機関名と監督員の氏名
  - (6) 安全管理機構
    - ア 安全管理機構図
    - イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法
  - (7) 工事工程表（実施工程表とし、安全管理上重要な箇所にはマークを付す）
  - (8) 安全管理指定工事の選定要件に係わる安全管理上必要な施工計画及び安全管理対策
  - (9) 安全管理上必要な安全管理項目及び点検方法
    - ア 管理項目
 

保安施設、重要な地下埋設物、山留工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、重量物の楊重方法、その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等
    - イ 点検項目
 

点検箇所、点検時期、点検員数及び氏名、点検表、報告方法並びに注意、改善指示と確認等の具体的方法
  - (10) 事故発生時の初動措置
    - ア 緊急非常時連絡系統図
    - イ 緊急時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び一般市民への避難方法周知

り 緊急時の指定病院とその案内図

なお、上記の図表等は整理して工事現場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (11) 関係機関との協議及び当該機関の意見等  
道路管理者、警察署、消防署及び関係企業者との協議事項（安全管理上重要な作業期間、事故発生時の初動措置等）
  - (12) 施工体系図
  - (13) その他工事安全管理のために必要な事項
- 5 請負人は、工事安全管理計画書を変更しようとするときは、事前に変更計画書を監督員に提出しなければならない。
  - 6 請負人は、工事安全管理計画書を提出し確認を受けた後でなければ、安全管理上必要な部分の工事に着手してはならない。
  - 7 請負人は、安全管理機構図及び事故発生の初動処置については、図・表等を工事現場内の見やすい場所に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。
  - 8 請負人は、工事現場内を随時、巡回及び点検し、安全確保に努めなければならない。
  - 9 請負人は、工事日誌を常備し、これに安全管理に関する事項を記録しなければならない。
  - 10 請負人は、安全管理に関する事項について、監督員その他関係機関と緊密に連絡をとり、工事を施工しなければならない。